

幼稚園型認定こども園 福音幼稚園 重要事項説明書

教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人大阪九条キリスト教学園
所 在 地	大阪市西区九条南2丁目13-8
電 話 番 号	06-6584-2469
代表者氏名	理事長 水嶋 多子

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	福音幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区九条南2丁目13-8
連 絡 先	電話番号 06-6584-2469 FAX 06-6584-2484
管 理 者	園長 下村 遊一郎
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童 21人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 31人
創 立 年 月 日	大正2年(1913年) 5月1日
設 立 認 可 年 月 日	昭和27年(1952年) 4月1日
学校法人設立年月日	昭和57年(1982年) 3月29日
幼稚園型認定こども園 開 設 年 月 日	令和7年(2025年) 4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は1913年（大正2年）に創立以来、キリスト教主義に基づく学校教育を行い、キリスト教精神である愛・信・望を大切にする豊かな人間性をそなえた人を育てることを目的としています。又方針としては、幼稚園の創始者、フレーベルの「幼児期は遊びを通して感性や、知恵、社会性を身につけていく」という教育理念をふまえ、心を育て、考える力を育て、のびのびと身体を動かし、心身共にバランスのとれた子どもになるよう、愛をもって一人一人の子どもの成長の速度にあわせて教育をしています。

4 当園における施設・設備等の概要

園庭面積	309.68m ²
園舎延べ床面積	349.16m ²
建物	鉄骨造 2階建
施設の内容	1階 玄関ホール、デッキ、プレイルーム、 保育室、事務室、職員室、トイレ、倉庫、 子育て支援室 2階 保育室、図書コーナー、トイレ、バルコニー プール 大型組立式（夏季のみ）

5 提供する幼児教育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育課程内の教育の提供

下記8に記載する時間において、教育を提供します。

(2) 当園の取組

キリスト教保育:一人一人が神さまに愛されている存在であることを認め合い、たくさんの恵みの中で生かされていることを感謝する心をやしないです。毎週の礼拝を通して、又、収穫感謝祭やクリスマスなどの特別の礼拝には牧師にお話、お祈り、祝福をしていただきます。

体操教室:専門の講師による指導が各クラス毎にあります。

音楽教室:専門の講師による指導が各クラス毎にあります。

茶の湯教室:専門の講師による指導が年長組のみあります。

(3) 送迎

登降園は、保護者又は、それにかわる方によってお願ひします。

(4) その他

ホームクラス(預り保育)について、福音幼稚園に在園する園児で希望者を対象に開設しています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年（2025年）9月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務を司り、職員を監督	1	1	0
保育教諭	幼児の教育・保育をつかさどる	4	3	1

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日（5月1日） 春、夏、冬期の長期休業日 園行事の代休日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日） ※土曜日はご両親ともに就労等保育の必要のある方のみお受けいたします。 ※お盆休み等、家庭保育協力日がございます。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～14時 (※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分 (※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	7時30分～16時30分 (※注3)

(※注1) 9時より前若しくは14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください (別途用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします (時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。ただし土曜日は延長保育の実施はありません。18時30分までです。

(※注3) 7時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします (時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。ただし土曜日の延長保育は18時30分までとします。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

米飯給食 (調理・配達業務は株式会社富喜屋が行います)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

昼食	午後間食	備考
11時30分頃	15時頃	おやつは預かり保育時間内に食べます

(3) アレルギー対応

給食時 除去食にても対応致します。

食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご相談下さい。

10 利用料金

(1) 特定教育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

※当該市町村では平成31年度（2019年度）から3才、4才、5才児の保育料は無償となりました。

(2) 特定教育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育の取組状況

人間は一人一人が大切な存在です。共に生き、育ち、お互いに助け合って過ごすために可能な限り受け入れています。

特別な配慮が必要な子どもを受け入れた場合、各関係機関と連絡を取り、発達の助成をしています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園に入園願書提出後、入園が決定し、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育の提供を開始します。

(2) 2号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 所定の退園手続きが行われたとき

（退園を希望される方は所定の様式により園長に願い出てください。）

(4) その他、利用の継続について重大な支障が生じたとき、又、不適切であると園長が判断した場合

14 学校医（嘱託医・薬剤師）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科	藤田外科胃腸科	藤田 宗行
耳鼻科	長谷川耳鼻咽喉科	長谷川 太郎
眼科	多根記念眼科病院	
歯科	久留島歯科	久留島 正平
薬剤師	アスカ薬局	河合 佳世

15 緊急時の対応

お預かりしている園児が体調不良をうつたえたり、怪我をした場合、応急処置をして保護者に連絡して迎えにきていただきます。特に緊急を要すると判断した場合、又、保護者と連絡がとれない場合、当園嘱託医に連絡を取るなど、園児の安全を最優先させ必要な処置をとります。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
避難訓練	火災・地震(津波)・暴漢を想定した避難訓練を随時実施
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知器・非常用電源・誘導灯 非常警報装置・カーテン防炎処理

※ルクミー 一斉連絡サービスに登録をしていただきます。

(費用は園が負担いたします)

※隣接する大阪市立九条南小学校が地域指定の避難場所であるので、災害時には九条南小学校に避難します。又、九条南小学校と合同で地震等の避難訓練を行っています。

※防災用グッズ、食料、水などを常備しています。

※警備保障会社と契約、及び警察、消防署への直通非常通報装置を設置しています。

※防犯カメラを置き事務室において安全監視しています。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・虐待防止マニュアルの作成、運用
- ・職員に対して虐待防止研修を実施

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 下村 遊一郎 ・電話番号 06-6584-2469 FAX 06-6584-2484 ・ご利用時間 9:30~17:00 担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大木恵子 園評議員、保護司

※第三者委員の連絡先は園内に掲示しております。

※苦情およびその解決については、個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除き、当ホームページに公表し、園の改善に努めます。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	幼稚園の管理下で入園児の災害（負傷、疾病、傷害または死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う互助共済制度です。
保険金額	負傷・疾病：医療費の4/10 障害：障害見舞金 4,000万円～88万円（障害の程度により変わります） 死亡：死亡見舞金 3,000万円 (運動などの行為に起因する突然死) 死亡見舞金 1,500万円 (運動などの行為と関連の無い突然死)

保険の種類	全日私幼連 加入園賠償責任保険
保険の内容	幼稚園の業務遂行に起因する事故で園児や第三者に損害を与え損害賠償責任を負った場合の補償や、園児の偶然なケガ、疾病等の場合の補償や、教職員が偶然なケガを負った場合、補償する制度です。
保険金額	生産物賠償責任保険 対人1名につき 5億円、1事故・保険期間中につき 10億円 施設賠償責任保険 対人1名につき 5億円、1事故につき 10億円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3歳児	12人	1人	4人
4歳児	10人	10人	0人
5歳児	17人	10人	11人

21 自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価・学校関係者評価の実施状況	毎年度実施	特筆すべきことは無く良好に運営されている。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

無し

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 一号認定児のみが対象となるもの

入園時納付

入園検定料	5, 000円
-------	---------

2 全員が対象となるもの

特定教育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

入園時納付

施設整備費	50, 000円
・個人用品として 約30, 000円	通園服、通園カバン、カラー帽子、出席ノート 連絡帳、氏名印、名前シール、名札、 道具箱(はさみ、ねんど、のり、クレヨン等)

毎月納付

教育充実費	5, 000円(体操教室・音楽教室・茶の湯教室講師料)
給食費	(主食費110円・副食費330円) × 実施回数 + 誕生日会お菓子・肝油ドロップ代400円) 情勢により変動することがあります。

随時納付

遠足代	実費（遠足先や交通手段によって異なります。） ※2024年度実績 ・親子遠足 (レゴランド行 入場料) : 3, 600円 ・全園児遠足 (神戸どうぶつ王国 貸切バス・入場料) : 2, 000円
その他必要な費用	実費 ※2024年度実績 ・運動会Tシャツ代: 550円 他

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

預かり保育(ホームクラス)

1号認定児

早朝預かり保育(7:30～9:00)	300円/30分
預かり保育(14:00～18:00)	200円/1時間
長期休業日預かり保育(9:00～18:00)	
おやつ代	50円/1回

※おやつは15時以降に食べます。

15時までの利用の方はおやつ代を頂きません。

2号認定児(保育短時間)

延長保育 (7:30～8:30、16:30～19:00)	300円/30分
おやつ代	50円/1回

※おやつは15時以降に食べます。

15時までの利用の方はおやつ代を頂きません。

2号認定児(保育標準時間)

延長保育 (18:30～19:00)	300円/30分
おやつ代	50円/1回

※おやつは15時以降に食べます。

15時までの利用の方はおやつ代を頂きません。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。